

第1編 総論

凡例

- 1 各事業名横の（ ）書きは、事業開始年月、負担割合、6年度予算額、主管課を記載

I 概 況

本市では、第六次鹿児島市総合計画において、「自分らしく健やかに暮らせる 安心安全なまち〔健康・安心政策〕」を基本目標の一つとして掲げ、保健と福祉のさまざまな施策に取り組んでいる。

令和6年度は、健康づくりについては、第三次鹿児島市健康増進計画「かごしま市民すこやかプラン」に基づき、市民の健康づくりを推進する。また、第四次かごしま市食育推進計画に基づき、食育の総合的かつ計画的な推進を図る。

地域福祉については、「地域共生社会」の実現に向けて、第5期鹿児島市地域福祉計画に基づき、重層的支援体制整備事業に取り組むなど、本市の地域福祉を総合的かつ計画的に推進する。

また、市民に福祉交流やボランティア活動を広げるイベントとして、わくわく福祉交流フェアを開催する。

このほか、大規模災害発生時に避難所等における供給体制が整うまでの食糧や生活必需品の備蓄を行う。

高齢化対策については、第9期鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画に基づくサービスを総合的、体系的に実施する。

高齢者福祉については、引き続き敬老パスの交付や愛のふれあい会食事業を実施するとともに、スポーツ・文化のイベント「すこやか長寿まつり」を開催するなど、高齢者の生きがいがづくりの推進と社会参加の促進を図る。また、在宅福祉については、紙おむつ等助成事業等を実施する。

後期高齢者医療制度については、被保険者のほり・きゅう施設等の利用に対する独自助成を行うほか、長寿健診を実施する。

介護保険については、介護を必要とする高齢者等に対して保険給付を行うほか、要支援者等を対象に介護予防・日常生活支援総合事業を実施するとともに、リハビリテーション提供体制の充実や社会参加の促進を図るため、短期集中運動型サービスの実施に向けた具体的な検討を行い、自立支援と介護予防を推進する。また、「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図るための中核機関である長寿あんしん相談センター（地域包括支援センター）を運営するほか、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症の予防や早期発見等につなげる特設ページを市ホームページ内に作成するなど、認知症の人や家族を支援する各種事業を実施する。

障害者福祉については、第五次鹿児島市障害者計画及び障害福祉計画第7期計画・障害児福祉計画第3期計画に基づき、本市の障害者施策を総合的・計画的に推進する。その中で、身体・知的・精神及び発達障害を対象とした総合的な相談等を行う障害者基幹相談支援センターや24時間365日の緊急対応（相談・受入れ）を行う障害者地域生活支援拠点の運営等を行う。また、障害福祉サービス等に対する市独自の利用者負担軽減を行うほか、障害者の社会参加を促進するため、友愛パス及び友愛タクシー券を交付する。

このほか、さらなる共生社会の実現につなげるため、手話言語・障害者コミュニケーション条例に基づき、障害者への理解促進の気運を醸成し、障害者の生活課題等の解消と、意思疎通支援の充実に取り組む。

保健予防については、元気いきいき検診の休日・夕方検診やHIV、肝炎ウイルス、HTLV-1の無料検査を実施するとともに、成人と高齢者・歯・心の健康、がん・難病患者への支援、食生活と栄養などの健康相談・教室・訪問指導・健診等を通じて、健康管理や生活習慣改善への支援を行う。

また、感染症などの発生・まん延を防止するため、五種混合などの定期予防接種や風しん抗体検査等を引き続き実施する。

Ⅱ 人口の推移

(単位:人)

| 年 | 区分 | 世帯数 | 人 口 | | | 平均 世帯員数 | 備 考 |
|---|------|---------|---------|---------|---------|------------|-------------|
| | | | 総 数 | 男 | 女 | | |
| | 昭和50 | 149,448 | 456,827 | 215,547 | 241,280 | 3.06 | 第12回国勢調査 |
| | 55 | 177,999 | 505,360 | 240,143 | 265,217 | 2.84 | 第13回国勢調査 |
| | 60 | 190,217 | 530,502 | 251,752 | 278,750 | 2.79 | 第14回国勢調査 |
| | 平成 2 | 201,089 | 536,752 | 252,127 | 284,625 | 2.67 | 第15回国勢調査 |
| | 7 | 215,140 | 546,282 | 255,999 | 290,283 | 2.54 | 第16回国勢調査 |
| | 12 | 229,064 | 552,098 | 258,135 | 293,963 | 2.41 | 第17回国勢調査 |
| | 16 | 239,283 | 555,382 | 259,022 | 296,360 | 2.32 | 10月1日現在推計人口 |
| | 17 | 255,276 | 604,367 | 281,389 | 322,978 | 2.37 | 第18回国勢調査 |
| | 22 | 264,686 | 605,846 | 281,133 | 324,713 | 2.29 | 第19回国勢調査 |
| | 27 | 270,269 | 599,814 | 279,108 | 320,706 | 2.22 | 第20回国勢調査 |
| | 令和 2 | 279,644 | 593,128 | 276,130 | 316,998 | 2.12 | 第21回国勢調査 |
| | 3 | 281,450 | 591,856 | 275,623 | 316,233 | 2.10 | 10月1日現在推計人口 |
| | 4 | 283,212 | 589,676 | 274,684 | 314,992 | 2.08 | 10月1日現在推計人口 |
| | 5 | 284,721 | 587,049 | 273,549 | 313,500 | 2.06 | 10月1日現在推計人口 |
| | 6 | 285,998 | 584,649 | 272,347 | 312,302 | 2.04 | 5月1日現在推計人口 |

Ⅲ 住民基本台帳人口 (年齢階級別)

令和6年4月1日現在

| 年齢階級 | 人 口 (人) | | | 構 成 比 (%) | | |
|---------|---------|---------|---------|-----------|-------|-------|
| | 総 数 | 男 | 女 | 総 数 | 男 | 女 |
| 総 数 | 592,631 | 276,150 | 316,481 | 100% | 100% | 100% |
| 0～4歳 | 22,291 | 11,300 | 10,991 | 3.8% | 4.1% | 3.5% |
| 5～9 | 26,921 | 13,866 | 13,055 | 4.5% | 5.0% | 4.1% |
| 10～14 | 29,260 | 15,089 | 14,171 | 4.9% | 5.5% | 4.5% |
| 0～14 | 78,472 | 40,255 | 38,217 | 13.2% | 14.6% | 12.1% |
| 15～19 | 29,021 | 14,630 | 14,391 | 4.9% | 5.3% | 4.5% |
| 20～24 | 28,156 | 13,446 | 14,710 | 4.8% | 4.9% | 4.6% |
| 25～29 | 26,950 | 12,742 | 14,208 | 4.5% | 4.6% | 4.5% |
| 30～34 | 28,538 | 13,431 | 15,107 | 4.8% | 4.9% | 4.8% |
| 35～39 | 33,984 | 16,204 | 17,780 | 5.7% | 5.9% | 5.6% |
| 40～44 | 38,469 | 18,299 | 20,170 | 6.5% | 6.6% | 6.4% |
| 45～49 | 42,342 | 20,138 | 22,204 | 7.1% | 7.3% | 7.0% |
| 50～54 | 41,243 | 19,513 | 21,730 | 7.0% | 7.1% | 6.9% |
| 55～59 | 36,684 | 16,987 | 19,697 | 6.2% | 6.2% | 6.2% |
| 60～64 | 37,340 | 17,413 | 19,927 | 6.3% | 6.3% | 6.3% |
| 15～64 | 342,727 | 162,803 | 179,924 | 57.8% | 59.0% | 56.9% |
| 65～69 | 39,683 | 18,734 | 20,949 | 6.7% | 6.8% | 6.6% |
| 70～74 | 42,306 | 19,761 | 22,545 | 7.1% | 7.2% | 7.1% |
| 75～79 | 33,350 | 14,985 | 18,365 | 5.6% | 5.4% | 5.8% |
| 80～84 | 24,826 | 10,117 | 14,709 | 4.2% | 3.7% | 4.6% |
| 85～89 | 17,428 | 6,126 | 11,302 | 2.9% | 2.2% | 3.6% |
| 90～94 | 9,864 | 2,630 | 7,234 | 1.7% | 1.0% | 2.3% |
| 95～99 | 3,394 | 670 | 2,724 | 0.6% | 0.2% | 0.9% |
| 100～104 | 554 | 68 | 486 | 0.1% | 0.0% | 0.2% |
| 105～109 | 25 | 1 | 24 | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| 110～114 | 2 | 0 | 2 | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| 65～114 | 171,432 | 73,092 | 98,340 | 28.9% | 26.5% | 31.1% |

IV 健康福祉局当初予算（歳出）（令和6年度）

一般会計

（単位：千円）

| | | 6年度(A) | 5年度(B) | 増減率(A/B) | 6年度(A) |
|------------|-------------|-------------|------------|-----------|---------|
| 総務費 | 総務管理費 | 31,312 | 70 | 44631.4 % | 100.0 % |
| | 諸費 | 31,312 | 70 | 44631.4 % | 100.0 % |
| | 小計 | 31,312 | 70 | 44631.4 % | 100.0 % |
| 民生費 | 社会福祉費 | 1,622,215 | 1,878,866 | △ 13.7 % | 1.8 % |
| | 社会福祉総務費 | 1,088,171 | 1,114,041 | △ 2.3 % | 1.2 % |
| | 隣保館費 | 32,802 | 28,268 | 16.0 % | 0.0 % |
| | 福祉館費 | 501,242 | 736,557 | △ 31.9 % | 0.5 % |
| | 障害者福祉費 | 26,369,429 | 24,462,707 | 7.8 % | 28.8 % |
| | 障害者福祉総務費 | 3,926,185 | 3,516,540 | 11.6 % | 4.3 % |
| | 障害者自立支援費 | 22,443,244 | 20,946,167 | 7.1 % | 24.5 % |
| | 児童福祉費 | 12,498,036 | 11,344,887 | 10.2 % | 13.7 % |
| | 児童福祉総務費 | 66,026 | 73,453 | △ 10.1 % | 0.1 % |
| | 児童措置費 | 12,432,010 | 11,271,434 | 10.3 % | 13.6 % |
| | 生活保護費 | 27,612,611 | 27,166,884 | 1.6 % | 30.2 % |
| | 生活保護総務費 | 1,444,543 | 1,379,465 | 4.7 % | 1.6 % |
| | 扶助費 | 26,168,068 | 25,787,419 | 1.5 % | 28.6 % |
| | 高齢者福祉費 | 23,393,722 | 23,191,499 | 0.9 % | 25.6 % |
| | 高齢者福祉総務費 | 3,204,029 | 3,280,143 | △ 2.3 % | 3.5 % |
| 老人措置費 | 257,992 | 206,052 | 25.2 % | 0.3 % | |
| 養護老人ホーム費 | 0 | 152,969 | △ 100.0 % | 0.0 % | |
| 後期高齢者医療費 | 10,382,542 | 10,049,813 | 3.3 % | 11.3 % | |
| 介護保険費 | 9,549,159 | 9,502,522 | 0.5 % | 10.4 % | |
| 災害救助費 | 33,264 | 27,044 | 23.0 % | 0.0 % | |
| 災害救助費 | 33,264 | 27,044 | 23.0 % | 0.0 % | |
| 小計 | 91,529,277 | 88,071,887 | 3.9 % | 100.0 % | |
| 衛生費 | 保健所費 | 1,921,054 | 2,220,238 | △ 13.5 % | 36.1 % |
| | 保健所費 | 1,864,189 | 2,174,510 | △ 14.3 % | 35.1 % |
| | 保健環境試験費 | 56,865 | 45,728 | 24.4 % | 1.1 % |
| | 保健衛生費 | 3,394,211 | 8,196,386 | △ 58.6 % | 63.9 % |
| | 健康保健総務費 | 613,925 | 626,645 | △ 2.0 % | 11.6 % |
| | 予防費 | 1,969,431 | 6,803,567 | △ 71.1 % | 37.1 % |
| | 成人保健費 | 670,733 | 616,311 | 8.8 % | 12.6 % |
| 公衆衛生費 | 140,122 | 149,863 | △ 6.5 % | 2.6 % | |
| 小計 | 5,315,265 | 10,416,624 | △ 49.0 % | 100.0 % | |
| 合計 | 96,875,854 | 98,488,581 | △ 1.6 % | — | |
| 一般会計 | 282,524,000 | 278,872,000 | 1.3 % | | |
| 一般会計に占める割合 | 34.3% | 35.3% | | | |

特別会計

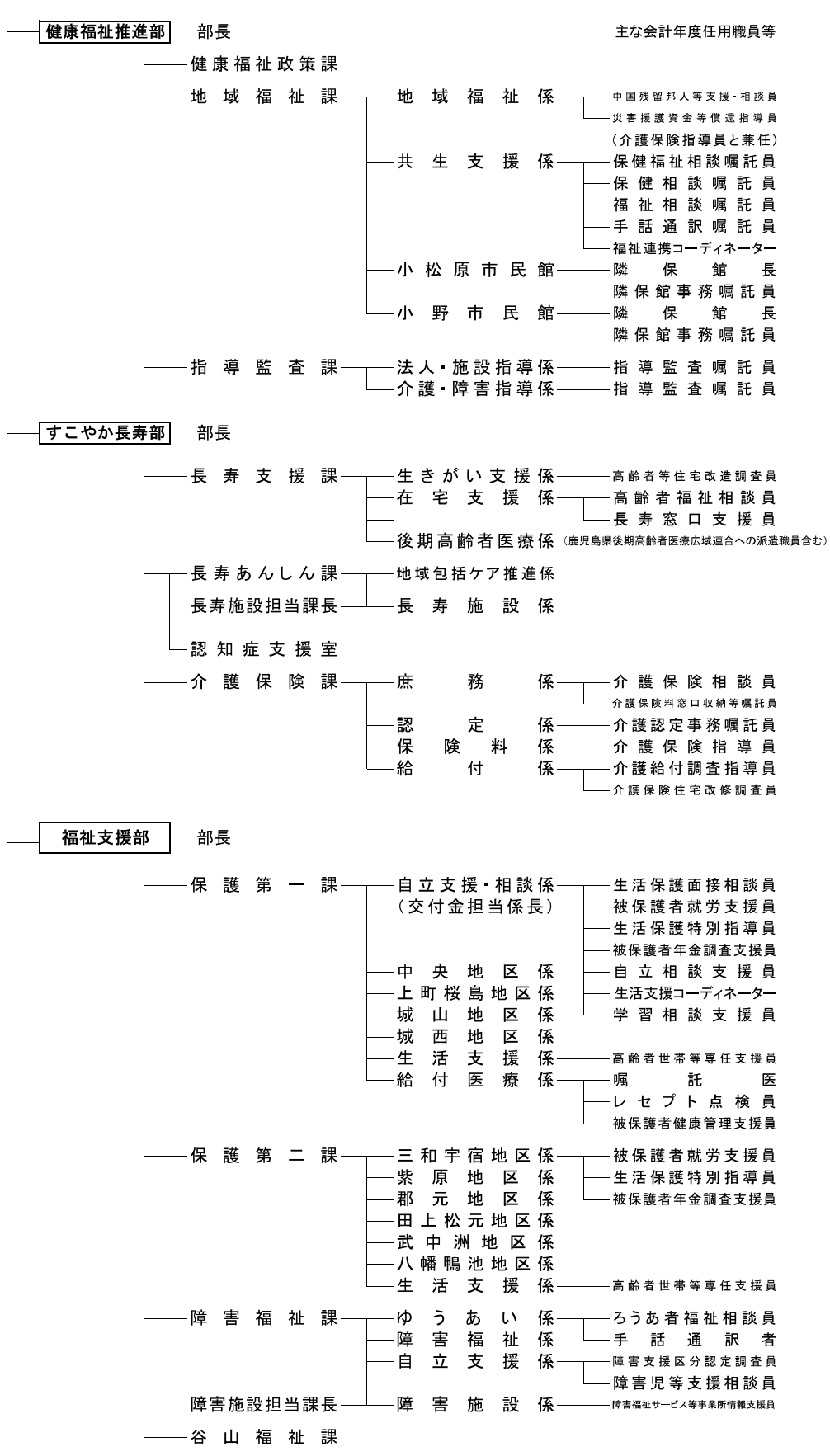
（単位：千円）

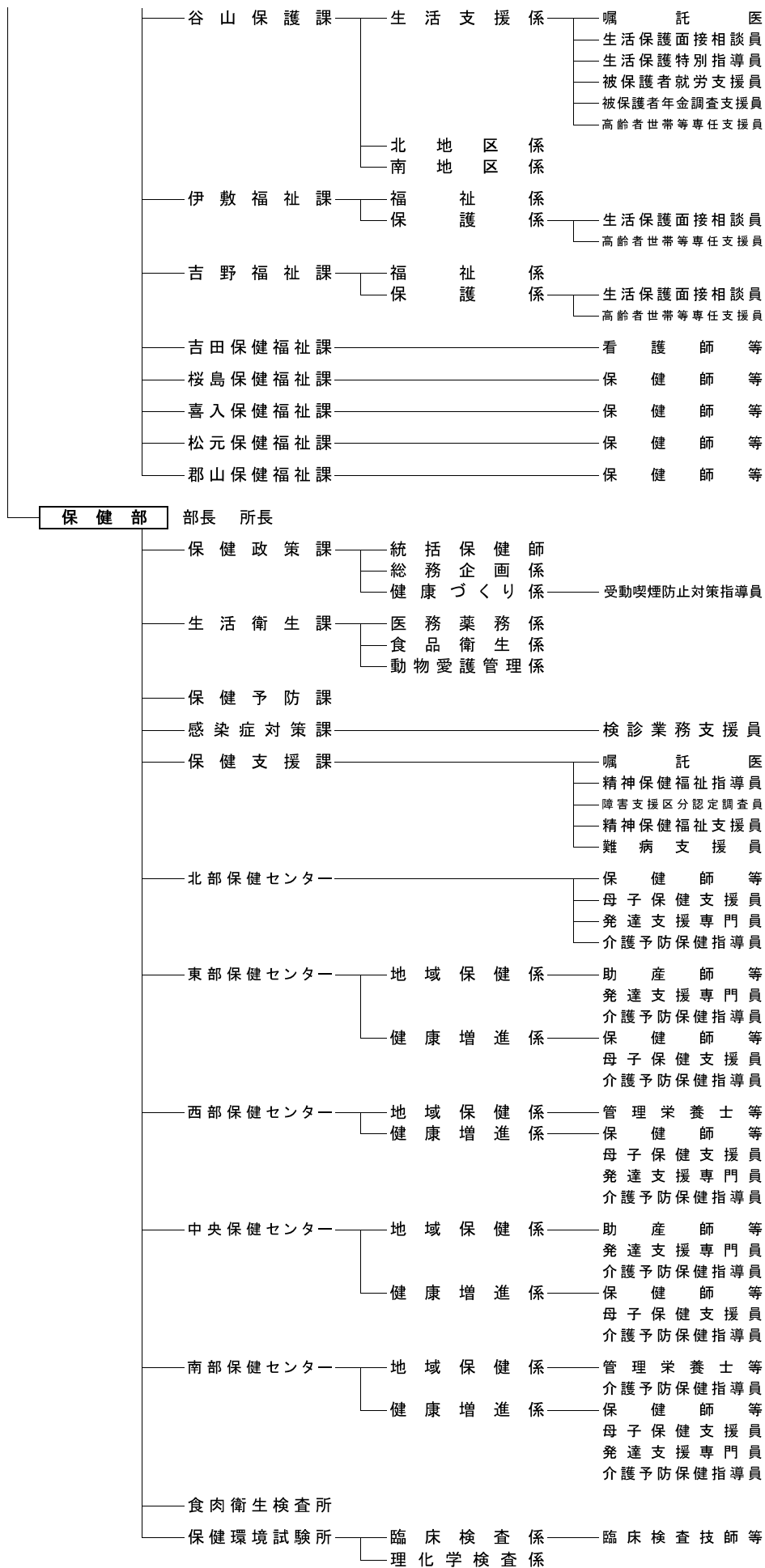
| | 6年度(A) | 5年度(B) | 増減率(A/B) |
|-------------|------------|------------|----------|
| 介護保険特別会計 | 57,398,700 | 57,327,500 | 0.1 % |
| 後期高齢者医療特別会計 | 10,794,400 | 9,268,900 | 16.5 % |
| 合計 | 68,193,100 | 66,596,400 | 2.4 % |

V 健康福祉局組織機構

令和6年4月1日現在

健康福祉局 局長





VI 健康福祉局事務分掌

健康福祉推進部

健康福祉政策課

- (1) 局、部及び課に属する庶務並びに局内及び部内事務の連絡調整に関する事。
- (2) 福祉と保健の連携に係る企画及び総合調整に関する事。
- (3) 福祉行政報告例に関する事。
- (4) 社会福祉審議会に関する事。
- (5) かごしま温泉健康プラザ及びさくらじま白浜温泉センターに関する事。
- (6) 地域福祉計画に関する事。
- (7) 社会福祉法人の設立認可等に関する事（他の所掌に係るものを除く。）。
- (8) 社会福祉法人及びこれに類する団体等との総合的な連絡調整に関する事。
- (9) 手数料の収納に関する事。
- (10) 予算経理に関する事。
- (11) 公印の保管に関する事。

地域福祉課

地域福祉係

- (1) 地域福祉に係る総合的な調整に関する事。
- (2) 民生委員・児童委員に関する事。
- (3) 社会福祉審議会民生委員審査専門分科会に関する事。
- (4) 災害救助に関する事。
- (5) 戦傷病者、戦没者遺族等及び中国からの帰国者等の援護に関する事。
- (6) 予算経理に関する事。
- (7) 公印の保管に関する事。
- (8) その他課に属する庶務に関する事。

共生支援係

- (1) 重層的支援体制整備に関する事。
- (2) 地域福祉ネットワークの構築に関する事。
- (3) 地域福祉館に関する事。

小松原市民館

- (1) 隣保館運営審議会に関する事。
- (2) 館の事業の企画、運営等に関する事。
- (3) 館の使用許可及び維持管理に関する事。
- (4) 地区住民の生活相談、生活改善指導等に関する事。
- (5) 公印の保管に関する事。
- (6) 館に属する庶務に関する事。

小野市民館

小松原市民館の(1)～(6)に同じ。

指導監査課

法人・施設指導係

- (1) 社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査に関する事。
- (2) 予算経理に関する事。
- (3) 公印の保管に関する事。
- (4) その他課に属する庶務に関する事。

介護・障害指導係

- (1) 介護保険サービス事業所等の実地指導及び立入検査に関する事。

すこやか長寿部

長寿支援課

生きがい支援係

- (1) 部及び課に属する庶務及び部内事務の連絡調整に関する事。
- (2) 高齢者福祉対策に係る総合的な企画及び調整に関する事。

- (3) 高齢者の生きがい対策に関する事。
- (4) 社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会に関する事。
- (5) 敬老バスに関する事。
- (6) 敬老祝金及び長寿者祝金に関する事。
- (7) 高齢者住宅整備資金及び高齢者住宅改造費助成に関する事。
- (8) 高齢者福祉センター等の管理に関する事。
- (9) 予算経理に関する事。
- (10) 公印の保管に関する事。

在宅支援係

- (1) 高齢者の在宅福祉対策に関する事。
- (2) 老人介護手当に関する事。

後期高齢者医療係

- (1) 後期高齢者医療制度に係る申請受付に関する事。
- (2) 後期高齢者医療被保険者証等の引渡し及び納入通知書等の発送に関する事。
- (3) 後期高齢者医療保険料の徴収及び還付に関する事。
- (4) 後期高齢者の保健事業に関する事。

長寿あんしん課

地域包括ケア推進係

- (1) 地域包括ケアシステムに関する事。
- (2) 介護予防・日常生活支援に関する事。
- (3) 地域包括支援センターに関する事。
- (4) 高齢者の施設福祉対策に関する事。
- (5) 予算経理（認知症支援室に係るものを含む。）に関する事。
- (6) 公印の保管（認知症支援室に係るものを含む。）に関する事。
- (7) その他課に属する庶務（認知症支援室に係るものを含む。）に関する事。

長寿施設係

- (1) 社会福祉法人の設立認可等に関する事（他の所掌に係るものを除く。）。
- (2) 高齢者福祉施設等の設置認可等に関する事。
- (3) 高齢者福祉施設の施設整備に関する事。
- (4) 介護事業者等の指定等に関する事。

認知症支援室

- (1) 認知症施策の推進に関する事。
- (2) 高齢者の虐待防止に関する事。
- (3) 成年後見制度の利用促進に関する事（他の所掌に係るものを除く。）。

介護保険課

庶務係

- (1) 介護保険に係る事務の連絡調整に関する事。
- (2) 介護保険事業の企画及び広報に関する事。
- (3) 介護保険に係る受付及び相談事業に関する事。
- (4) 介護保険に係る各種統計に関する事。
- (5) 介護保険料の窓口収納に関する事。
- (6) 予算経理に関する事。
- (7) 公印の保管に関する事。
- (8) その他課に属する庶務に関する事。

認定係

- (1) 要介護認定、要支援認定等に関する事。

保険料係

- (1) 被保険者の資格に関する事。
- (2) 介護保険料の賦課、徴収及び還付に関する事。
- (3) 電算組織の管理及び運用に関する事。

給付係

- (1) 保険給付に関する事。

福祉支援部

保護第一課

自立支援・相談係

- (1) 部及び課に属する庶務及び部内事務の連絡調整に関する事。
- (2) 生活保護に係る相談業務に関する事。
- (3) 生活保護法に基づく施設の設置認可等に関する事。
- (4) 生活困窮者の自立支援に関する事。
- (5) 予算経理に関する事。
- (6) 公印の保管に関する事。

中央地区係

- (1) 生活保護法に関する事。
- (2) 低所得者に関する事
- (3) 行旅病人及行旅死亡人取扱法に関する事。

上町桜島地区係

中央地区係の(1)～(3)に同じ。

城山地区係

中央地区係の(1)～(3)に同じ。

城西地区係

中央地区係の(1)～(3)に同じ。

生活支援係

中央地区係の(1)に同じ。

給付医療係

- (1) 生活保護金品の給付に関する事。
- (2) 生活保護決定通知に関する事。
- (3) 低所得者に対する給付に関する事。
- (4) 生活保護法による医療券、介護券及び給付券の発行事務に関する事。
- (5) 医療扶助及び介護扶助関係事務に関する検討資料の整備に関する事。
- (6) 診療報酬請求明細書の検討分析に関する事。
- (7) 指定医療機関等に関する事。
- (8) 厚生労働大臣及び鹿児島県知事に対する報告、進達、協議及び事務連絡に関する事。
- (9) 嘱託医審査関係事務に関する事。
- (10) その他生活保護の給付、医療扶助及び介護扶助の事務に関する事。

保護第二課

三和宇宿地区係

- (1) 生活保護法に関する事。
- (2) 低所得者に関する事。
- (3) 行旅病人及行旅死亡人取扱法に関する事。
- (4) 公印の保管に関する事。
- (5) その他課に属する軽易な庶務に関する事。

紫原地区係

三和宇宿地区係の(1)～(3)に同じ。

郡元地区係

三和宇宿地区係の(1)～(3)に同じ。

田上松元地区係

三和宇宿地区係の(1)～(3)に同じ。

武中洲地区係

三和宇宿地区係の(1)～(3)に同じ。

八幡鴨池地区係

三和宇宿地区係の(1)～(3)に同じ。

生活支援係

三和宇宿地区係の(1)に同じ。

障害福祉課

ゆうあい係

- (1) 心身障害者及び心身障害児の福祉対策に係る総合的な企画及び調整に関する事。

- (2) 地域生活支援事業に関する事（他の所掌に係るものを除く。）。
- (3) 障害者団体との連絡調整に関する事。
- (4) 障害者の虐待防止に関する事。
- (5) 心身障害者総合福祉センター等の管理に関する事。
- (6) 予算経理に関する事。
- (7) 公印の保管に関する事。
- (8) その他課に属する庶務に関する事。

障害福祉係

- (1) 心身障害者及び心身障害児の福祉施策の実施に関する事。
- (2) 社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会に関する事。
- (3) 身体障害者手帳及び療育手帳に関する事。
- (4) 友愛パスに関する事。
- (5) 友愛タクシー券に関する事。
- (6) 補装具に関する事。
- (7) 地域生活支援事業に関する事（他の所掌に係るものを除く。）。
- (8) 自立支援医療（更生医療）の支給に関する事。
- (9) 心身障害者扶養共済制度に関する事。
- (10) 重度心身障害者等医療費助成に関する事。
- (11) 障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当に関する事。
- (12) 市民福祉手当に関する事（遺児等修学手当を除く。）。

自立支援係

- (1) 障害福祉サービス及び相談支援に関する事。
- (2) 地域生活支援事業に関する事（他の所掌に係るものを除く。）。
- (3) 障害児通所支援及び障害児相談支援に関する事。
- (4) 障害支援区分認定審査に関する事。
- (5) 障害支援区分認定審査会の庶務に関する事。

障害施設係

- (1) 社会福祉法人の設立認可等に関する事（他の所掌に係るものを除く。）。
- (2) 障害福祉サービス事業者等の指定等に関する事。
- (3) 障害者支援施設等の設置届等の受理等に関する事。
- (4) 障害福祉サービス事業等の開始届等の受理等に関する事。
- (5) 障害児通所支援事業者の指定等に関する事。
- (6) 障害児通所支援事業等の開始届出等に関する事。
- (7) 障害者支援施設等の施設整備に関する事。

谷山福祉課

- (1) 課に属する庶務及び事務の連絡調整に関する事。
- (2) 災害救助に関する事。
- (3) 地域福祉活動の支援及び推進に関する事。
- (4) 戦傷病者、戦没者遺族等及び中国からの帰国者等の援護に関する事。
- (5) 介護保険に係る受付事務等に関する事。
- (6) 介護保険料の窓口収納に関する事。
- (7) 敬老パスに関する事。
- (8) 高齢者の生きがい対策に関する事。
- (9) 高齢者の在宅福祉及び施設福祉対策に関する事。
- (10) 敬老祝金及び長寿者祝金に関する事。
- (11) 高齢者住宅改造費助成に関する事。
- (12) 老人介護手当に関する事。
- (13) 後期高齢者医療制度等に関する事。
- (14) 軽費老人ホーム谷山荘の管理に関する事。
- (15) 障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当に関する事。
- (16) 市民福祉手当に関する事（遺児等修学手当を除く。）。
- (17) 重度心身障害者等医療費助成に関する事。
- (18) 心身障害者福祉及び心身障害児福祉に関する事。
- (19) 身体障害者手帳及び療育手帳に関する事。
- (20) 自立支援医療（更生医療）の支給に関する事。
- (21) 友愛パス及び友愛タクシー券に関する事。
- (22) 補装具に関する事。
- (23) 心身障害者扶養共済制度に関する事。
- (24) 障害支援区分認定審査に関する事。

- (25) 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業に関する事。
- (26) 障害児通所支援及び障害児相談支援に関する事。
- (27) 予算経理に関する事。
- (28) 公印の保管に関する事。

谷山保護課

生活支援係

- (1) 生活保護法に関する事。
- (2) 生活保護金品の給付に関する事。
- (3) 嘱託医審査関係事務に関する事。
- (4) 予算経理に関する事。
- (5) 公印の保管に関する事。
- (6) その他課に属する庶務に関する事。

北地区係

- (1) 生活保護法に関する事。
- (2) 低所得者に関する事。
- (3) 行旅病人及行旅死亡人取扱法に関する事。

南地区係

北地区係の(1)～(3)に同じ。

伊敷福祉課

福祉係

- (1) 課に属する庶務及び事務の連絡調整に関する事。
- (2) 災害救助に関する事。
- (3) 地域福祉活動の支援及び推進に関する事。
- (4) 戦傷病者、戦没者遺族等及び中国からの帰国者等の援護に関する事。
- (5) 介護保険に係る受付事務等に関する事。
- (6) 介護保険料の窓口収納に関する事。
- (7) 保育の実施、指導等に関する事。
- (8) 母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する事。
- (9) ちびっこ広場に関する事（他の所管するものを除く。）。
- (10) 児童健全育成に関する事。
- (11) 母子保護の実施及び助産の実施に関する事。
- (12) 児童福祉並びに母子、父子及び寡婦家庭の福祉に関する事。
- (13) 児童手当に関する事。
- (14) 児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関する事。
- (15) こども医療費及び母子・父子家庭等医療費の助成に関する事。
- (16) 敬老パスに関する事。
- (17) 高齢者の生きがい対策に関する事。
- (18) 高齢者の在宅福祉及び施設福祉対策に関する事。
- (19) 敬老祝金及び長寿者祝金に関する事。
- (20) 高齢者住宅改造費助成に関する事。
- (21) 老人介護手当に関する事。
- (22) 後期高齢者医療制度等に関する事。
- (23) 障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当に関する事。
- (24) 市民福祉手当に関する事。
- (25) 重度心身障害者等医療費助成に関する事。
- (26) 心身障害者福祉及び心身障害児福祉に関する事。
- (27) 身体障害者手帳及び療育手帳に関する事。
- (28) 自立支援医療（更生医療）の支給に関する事。
- (29) 友愛パス及び友愛タクシー券に関する事。
- (30) 補装具に関する事。
- (31) 心身障害者扶養共済制度に関する事。
- (32) 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業に関する事。
- (33) 障害児通所支援及び障害児相談支援に関する事。
- (34) 予算経理に関する事。
- (35) 公印の保管に関する事。

保護係

- (1) 生活保護法に関する事。

- (2) 生活保護金品の給付に関する事。
- (3) 低所得者に関する事。
- (4) 行旅病人及行旅死亡人取扱法に関する事。

吉野福祉課

福祉係

- (1) 課に属する庶務及び事務の連絡調整に関する事。
- (2) 災害救助に関する事。
- (3) 地域福祉活動の支援及び推進に関する事。
- (4) 戦傷病者、戦没者遺族等及び中国からの帰国者等の援護に関する事。
- (5) 介護保険に係る受付事務等に関する事。
- (6) 介護保険料の窓口収納に関する事。
- (7) 保育の実施、指導等に関する事。
- (8) 母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する事。
- (9) ちびっこ広場に関する事（他の所管するものを除く。）。
- (10) 児童健全育成に関する事。
- (11) 母子保護の実施及び助産の実施に関する事。
- (12) 児童福祉並びに母子、父子及び寡婦家庭の福祉に関する事。
- (13) 児童手当に関する事。
- (14) 児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関する事。
- (15) こども医療費及び母子・父子家庭等医療費の助成に関する事。
- (16) 敬老パスに関する事。
- (17) 高齢者の生きがい対策に関する事。
- (18) 高齢者の在宅福祉及び施設福祉対策に関する事。
- (19) 敬老祝金及び長寿者祝金に関する事。
- (20) 高齢者住宅改造費助成に関する事。
- (21) 老人介護手当に関する事。
- (22) 後期高齢者医療制度等に関する事。
- (23) 障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当に関する事。
- (24) 市民福祉手当に関する事。
- (25) 重度心身障害者等医療費助成に関する事。
- (26) 心身障害者福祉及び心身障害児福祉に関する事。
- (27) 身体障害者手帳及び療育手帳に関する事。
- (28) 自立支援医療（更生医療）の支給に関する事。
- (29) 友愛パス及び友愛タクシー券に関する事。
- (30) 補装具に関する事。
- (31) 心身障害者扶養共済制度に関する事。
- (32) 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業に関する事。
- (33) 障害児通所支援及び障害児相談支援に関する事。
- (34) 予算経理に関する事。
- (35) 公印の保管に関する事。

保護係

- (1) 生活保護法に関する事。
- (2) 生活保護金品の給付に関する事。
- (3) 低所得者に関する事。
- (4) 行旅病人及行旅死亡人取扱法に関する事。

吉田保健福祉課

- (1) 課に属する庶務及び事務の連絡調整に関する事。
- (2) 災害救助に関する事。
- (3) 地域福祉活動の支援及び推進に関する事。
- (4) 戦傷病者、戦没者遺族等及び中国からの帰国者等の援護に関する事。
- (5) 吉田福祉センターの管理に関する事。
- (6) 介護保険に係る受付事務等に関する事。
- (7) 介護保険料の窓口収納に関する事。
- (8) 生活保護に係る相談業務に関する事。
- (9) 生活保護金品の給付に関する事。
- (10) 生活保護法による医療券及び給付券の発行事務に関する事。
- (11) 低所得者に関する事。

- (12) 行旅病人及行旅死亡人取扱法に関する事。
- (13) 保育の実施、指導等に関する事。
- (14) 母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する事。
- (15) ちびっこ広場に関する事（他の所管するものを除く。）。
- (16) 児童健全育成に関する事。
- (17) 母子保護の実施及び助産の実施に関する事。
- (18) 児童福祉並びに母子、父子及び寡婦家庭の福祉に関する事。
- (19) 児童手当に関する事。
- (20) 児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関する事。
- (21) こども医療費及び母子・父子家庭等医療費の助成に関する事。
- (22) 敬老パスに関する事。
- (23) 高齢者の生きがい対策に関する事。
- (24) 高齢者の在宅福祉及び施設福祉対策に関する事。
- (25) 敬老祝金及び長寿者祝金に関する事。
- (26) 高齢者住宅改造費助成に関する事。
- (27) 老人介護手当に関する事。
- (28) 後期高齢者医療制度等に関する事。
- (29) 障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当に関する事。
- (30) 市民福祉手当に関する事。
- (31) 重度心身障害者等医療費助成に関する事。
- (32) 心身障害者福祉及び心身障害児福祉に関する事。
- (33) 身体障害者手帳及び療育手帳に関する事。
- (34) 自立支援医療（更生医療）の支給に関する事。
- (35) 友愛バス及び友愛タクシー券に関する事。
- (36) 補装具に関する事。
- (37) 心身障害者扶養共済制度に関する事。
- (38) 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業に関する事。
- (39) 障害児通所支援及び障害児相談支援に関する事。
- (40) 狂犬病予防に関する事。
- (41) 感染症予防に関する事。
- (42) 乳幼児、母性、成人及び高齢者の保健指導に関する事。
- (43) 精神保健に関する事。
- (44) 生活習慣病予防に関する事。
- (45) 介護予防に関する事。
- (46) 健康相談に関する事。
- (47) 衛生教育に関する事。
- (48) その他保健予防に関する事。
- (49) 手数料及び使用料の収納に関する事。
- (50) 予算経理に関する事。
- (51) 公印の保管に関する事。

桜島保健福祉課

- (1) 課に属する庶務及び事務の連絡調整に関する事。
- (2) 災害救助に関する事。
- (3) 地域福祉活動の支援及び推進に関する事。
- (4) 戦傷病者、戦没者遺族等及び中国からの帰国者等の援護に関する事。
- (5) 介護保険に係る受付事務等に関する事。
- (6) 介護保険料の窓口収納に関する事。
- (7) 生活保護に係る相談業務に関する事。
- (8) 生活保護金品の給付に関する事。
- (9) 生活保護法による医療券及び給付券の発行事務に関する事。
- (10) 低所得者に関する事。
- (11) 行旅病人及行旅死亡人取扱法に関する事。
- (12) 保育の実施、指導等に関する事。
- (13) 母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する事。
- (14) ちびっこ広場に関する事（他の所管するものを除く。）。
- (15) 児童健全育成に関する事。
- (16) 母子保護の実施及び助産の実施に関する事。
- (17) 児童福祉並びに母子、父子及び寡婦家庭の福祉に関する事。

- (18) 児童手当に関する事。
- (19) 児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関する事。
- (20) こども医療費及び母子・父子家庭等医療費の助成に関する事。
- (21) 敬老パスに関する事。
- (22) 高齢者の生きがい対策に関する事。
- (23) 高齢者の在宅福祉及び施設福祉対策に関する事。
- (24) 敬老祝金及び長寿者祝金に関する事。
- (25) 高齢者住宅改造費助成に関する事。
- (26) 老人介護手当に関する事。
- (27) 後期高齢者医療制度等に関する事。
- (28) 障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当に関する事。
- (29) 市民福祉手当に関する事。
- (30) 重度心身障害者等医療費助成に関する事。
- (31) 心身障害者福祉及び心身障害児福祉に関する事。
- (32) 身体障害者手帳及び療育手帳に関する事。
- (33) 自立支援医療（更生医療）の支給に関する事。
- (34) 友愛パス及び友愛タクシー券に関する事。
- (35) 補装具に関する事。
- (36) 心身障害者扶養共済制度に関する事。
- (37) 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業に関する事。
- (38) 障害児通所支援及び障害児相談支援に関する事。
- (39) 狂犬病予防に関する事。
- (40) 感染症予防に関する事。
- (41) 乳幼児、母性、成人及び高齢者の保健指導に関する事。
- (42) 精神保健に関する事。
- (43) 生活習慣病予防に関する事。
- (44) 介護予防に関する事。
- (45) 健康相談に関する事。
- (46) 衛生教育に関する事。
- (47) その他保健予防に関する事。
- (48) 手数料及び使用料の収納に関する事。
- (49) 予算経理に関する事。
- (50) 公印の保管に関する事。

喜入保健福祉課

桜島保健福祉課の(1)～(50)と同じ。

松元保健福祉課

桜島保健福祉課の(1)～(50)と同じ。

郡山保健福祉課

桜島保健福祉課の(1)～(50)と同じ。

保健部

保健政策課

総務企画係

- (1) 部及び課に属する庶務並びに部内事務の連絡調整に関する事。
- (2) 保健施策に係る総合的な企画及び調整に関する事。
- (3) 部内の予算経理に関する事。
- (4) 手数料及び使用料等の収納に関する事。
- (5) 部内の事業の進行管理に関する事。
- (6) 保健と医療の連携に関する事。
- (7) 健康危機管理対策に関する事。
- (8) 部所管業務の広報に関する事。
- (9) 夜間急病センターに関する事。

- (10) 保健所運営協議会に関する事。
- (11) 保健福祉課との連絡調整に関する事。
- (12) 公印の保管に関する事。

健康づくり係

- (1) 市民の健康づくりに係る施策の総合的な企画、調整及び実施に関する事。
- (2) 健康づくりのための生活習慣の改善及び普及に関する事。
- (3) 健康づくりのための食生活、運動、レクリエーション、休養等に関する情報の収集及び提供に関する事。
- (4) 健康づくり相談に関する事。
- (5) 保健師の統括に関する事。
- (6) 慢性腎臓病の予防に関する事。

生活衛生課

医務薬務係

- (1) 医療法に関する事。
- (2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に関する事。
- (3) 医師法及び歯科医師法に関する事。
- (4) 歯科衛生士法、歯科技工士法及び診療放射線技師法に関する事。
- (5) 保健師助産師看護師法に関する事。
- (6) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律及び柔道整復師法に関する事。
- (7) 死体解剖保存法に関する事。
- (8) 臨床検査技師等に関する法律及び理学療法士及び作業療法士法に関する事。
- (9) 毒物及び劇物取締法に関する事。
- (10) 救急病院等を定める省令に規定する医療機関の申出の経路に関する事。
- (11) 視能訓練士法に関する事。
- (12) 衛生思想の普及及び向上に関する事。
- (13) 人口動態統計に関する事。
- (14) 衛生上の統計及び調査に関する事。
- (15) 手数料及び使用料等の収納に関する事。
- (16) 公印の保管に関する事。
- (17) その他課に属する軽易な庶務に関する事。

食品衛生係

- (1) 食品衛生に関する事。
- (2) 食中毒に関する事。
- (3) 旅館業法、公衆浴場法、温泉法、興行場法、理容師法、美容師法及びクリーニング業法に関する事。
- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に関する事。
- (5) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に関する事。
- (6) 食品及び生活衛生団体等の育成指導に関する事。
- (7) 食品及び環境衛生に係る許認可等に関する事。
- (8) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に関する事。
- (9) 手数料及び使用料等の収納に関する事。

動物愛護管理係

- (1) 狂犬病予防に関する事。
- (2) 狂犬病予防に関する保健福祉課との連絡調整に関する事。
- (3) 動物の愛護及び管理に関する法律に関する事。
- (4) 動物愛護管理センターに関する事。
- (5) 化製場等に関する法律に関する事。
- (6) 手数料及び使用料等の収納に関する事。

保健予防課

- (1) 保健予防に係る連絡調整に関する事。
- (2) 栄養指導及び栄養調査に関する事。
- (3) 保健師業務の連絡調整に関する事。
- (4) 特定保健指導に関する事。
- (5) 各種検診等に関する事。
- (6) 歯科疾患の予防に関する事。
- (7) 公印の保管に関する事。
- (8) その他課に属する軽易な庶務に関する事。

感染症対策課

- (1) 感染症予防に関すること（他の所掌に係るものを除く。）。
- (2) 感染症診査協議会に関すること。
- (3) 結核診査協議会に関すること。
- (4) 予防接種に関すること。
- (5) エックス線撮影に関すること。
- (6) その他疾病の予防に関すること。
- (7) 公印の保管に関すること。
- (8) その他課に属する軽易な庶務に関すること。

保健支援課

- (1) 精神保健福祉に関すること。
- (2) 精神保健福祉対策協議会に関すること。
- (3) 障害福祉サービス事業所等の施設整備に関すること。
- (4) 医療社会事業に関すること。
- (5) 難病対策に関すること。
- (6) 精神保健福祉交流センターに関すること。
- (7) 社会福祉法人の設立認可等に関すること（他の所掌に係るものを除く。）。
- (8) 自殺予防に関すること。
- (9) 公印の保管に関すること。
- (10) その他課に属する軽易な庶務に関すること。

北部保健センター

- (1) 感染症予防に関すること。
- (2) 乳幼児、母性、成人及び高齢者の保健指導に関すること。
- (3) 栄養指導に関すること。
- (4) 生活習慣病予防に関すること。
- (5) 介護予防に関すること。
- (6) 健康相談に関すること。
- (7) 衛生教育に関すること。
- (8) その他保健予防に関すること。
- (9) 庁舎等の維持管理に関すること。
- (10) 手数料及び使用料の収納に関すること。
- (11) 公印の保管に関すること。
- (12) その他センターに属する軽易な庶務に関すること。

東部保健センター

地域保健係

- (1) 感染症予防に関すること（他の所掌に係るものを除く。）。
- (2) 乳幼児、母性、成人及び高齢者の保健指導に関すること（他の所掌に係るものを除く。）。
- (3) 栄養指導に関すること。
- (4) 歯科疾患の予防に関すること。
- (5) その他保健予防に関すること。
- (6) 手数料及び使用料の収納に関すること。
- (7) 公印の保管に関すること。
- (8) その他センターに属する軽易な庶務に関すること。

健康増進係

- (1) 乳幼児、母性、成人及び高齢者の保健指導に関すること（他の所掌に係るものを除く。）。
- (2) 生活習慣病予防に関すること。
- (3) 感染症予防に関すること（他の所掌に係るものを除く。）。
- (4) 介護予防に関すること。
- (5) 健康相談に関すること。
- (6) 衛生教育に関すること。
- (7) その他の保健師業務に関すること。

西部保健センター

地域保健係

- (1) 感染症予防に関すること（他の所掌に係るものを除く。）。
- (2) 乳幼児、母性、成人及び高齢者の保健指導に関すること（他の所掌に係るものを除く。）。
- (3) 栄養指導に関すること。
- (4) その他保健予防に関すること。
- (5) 庁舎等の維持管理に関すること。
- (6) 手数料及び使用料の収納に関すること。
- (7) 公印の保管に関すること。
- (8) その他センターに属する軽易な庶務に関すること。

健康増進係

- (1) 乳幼児、母性、成人及び高齢者の保健指導に関すること（他の所掌に係るものを除く。）。
- (2) 生活習慣病予防に関すること。
- (3) 感染症予防に関すること（他の所掌に係るものを除く。）。
- (4) 介護予防に関すること。
- (5) 健康相談に関すること。
- (6) 衛生教育に関すること。
- (7) その他の保健師業務に関すること。

中央保健センター

地域保健係

- (1) 感染症予防に関すること（他の所掌に係るものを除く。）。
- (2) 乳幼児、母性、成人及び高齢者の保健指導に関すること（他の所掌に係るものを除く。）。
- (3) 栄養指導に関すること。
- (4) 歯科疾患の予防に関すること。
- (5) その他保健予防に関すること。
- (6) 庁舎等の維持管理に関すること。
- (7) 手数料及び使用料の収納に関すること。
- (8) 公印の保管に関すること。
- (9) その他センターに属する軽易な庶務に関すること。

健康増進係

- (1) 乳幼児、母性、成人及び高齢者の保健指導に関すること（他の所掌に係るものを除く。）。
- (2) 生活習慣病予防に関すること。
- (3) 感染症予防に関すること（他の所掌に係るものを除く。）。
- (4) 介護予防に関すること。
- (5) 健康相談に関すること。
- (6) 衛生教育に関すること。
- (7) その他の保健師業務に関すること。

南部保健センター

地域保健係

- (1) 感染症予防に関すること（他の所掌に係るものを除く。）。
- (2) 乳幼児、母性、成人及び高齢者の保健指導に関すること（他の所掌に係るものを除く。）。
- (3) 栄養指導に関すること。
- (4) その他保健予防に関すること。
- (5) 庁舎等の維持管理に関すること。
- (6) 手数料及び使用料の収納に関すること。
- (7) 公印の保管に関すること。
- (8) その他センターに属する軽易な庶務に関すること。

健康増進係

- (1) 乳幼児、母性、成人及び高齢者の保健指導に関すること（他の所掌に係るものを除く。）。
- (2) 生活習慣病予防に関すること。
- (3) 感染症予防に関すること（他の所掌に係るものを除く。）。
- (4) 介護予防に関すること。
- (5) 健康相談に関すること。
- (6) 衛生教育に関すること。
- (7) その他の保健師業務に関すること。

食肉衛生検査所

- (1) と畜場法に基づくと畜検査及び衛生指導に関すること。
- (2) 食品衛生法に基づく監視指導、収去・検査及び措置に関すること（他の所掌に係るものを除く。）。
- (3) 手数料の収納に関すること。
- (4) 公印の保管に関すること。
- (5) その他所に属する軽易な庶務に関すること。

保健環境試験所

臨床検査係

- (1) 臨床検査に関すること。
- (2) 微生物検査に関すること。
- (3) 保健・急病センターの施設等の維持管理に関すること。
- (4) 手数料の収納に関すること。
- (5) 公印の保管に関すること。
- (6) その他所に属する軽易な庶務に関すること。

理化学検査係

- (1) 環境保全に係る検査に関すること。
- (2) 食品等の検査に関すること。
- (3) 家庭用品等の検査に関すること。

VII 審議会等

1 社会福祉審議会 (平成8年度、市単独、1,401千円、健康福祉政策課)

《目的》

社会福祉法に基づき、社会福祉事業の全分野における共通的基本事項、その他重要な事項を調査審議する。

《委員構成》

市議会議員 1人 社会福祉事業従事者 14人 学識経験者 28人 計43人 (令和6年4月1日現在)

《概要》

| 会名 | 審議内容 | 委員数 (人) | 開催状況 (5年度) |
|--------------|---|------------|---------------|
| 社会福祉審議会総会 | 各分科会活動計画・報告等 | 43人 | 1回 |
| 民生委員審査専門分科会 | 民生委員の推薦に際しての適否の審査に関する事項等 | 7人 | 6回 |
| 身体障害者福祉専門分科会 | 身体障害者の福祉に関する事項 | 18人 | 1回 |
| 審査部会 | 身体障害者手帳交付に関する事項及び自立支援医療を担当させる医療機関に関する事項 | 13人 | 6回 |
| 児童福祉専門分科会 | 児童、妊産婦、知的障害者及び母子家庭等の福祉並びに母子保健に関する事項 | 9人 | 3回 |
| 高齢者福祉専門分科会 | 高齢者の福祉に関する事項 | 9人 | 1回 |

2 保健所運営協議会 (昭和29年8月、市単独、162千円、保健政策課)

《目的》

保健所運営協議会条例に基づき、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議する。

《委員構成》

関係行政機関代表 4人

医療関係団体代表 3人

学校関係代表 1人

福祉関係団体代表 2人

女性団体代表 1人

学識経験者 1人

その他保健所事業の運営に関し、適当と認められる者 8人 計20人

《概要》

年1回開催 (保健所事業の概況と経過報告等)